

発議第4号

太陽光パネルのリサイクルに関する意見書案

太陽光パネルのリサイクルに関する意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官宛て提出するものとする。

令和6年10月1日提出

提出者 和歌山市議会議員

中村元彦

藪浩昭

川端康史

赤松良寛

森下佐知子

山野麻衣子

## 太陽光パネルのリサイクルに関する意見書案

総務省統計局の平成30年住宅・土地統計調査のデータによると、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅は全国で219万戸となり、10年前の1.0%から4倍の4.1%を示し、年々増加の一途を辿っている。

一方、近年の異常気象による土砂崩れなど、自然災害により損壊した太陽光パネルやパワーコンディショナー、架台、配線、分電盤等に対する機器の適正処理への備えに対する重要性が求められており、それと同時に住民に対する危険性意識の醸成を図ることが全国的に必要となっている。

また、太陽光パネルの耐用年数は20～30年ほどとされ、2030年代後半には大量の廃棄が見込まれているにもかかわらず、その大半はリサイクルされないまま埋立処分されており、人体への影響が懸念される物質を含む同パネルの廃棄処理は環境への負荷も併せ喫緊の課題となっている。

これらを背景に、政府は、本年9月、有識者会議を開き、太陽光パネルのリサイクルの制度整備に向けた議論に着手した。同会議では、リサイクルを義務とする方向で具体策を詰めるとともに、年内にも制度の大枠を取りまとめ、明年の通常国会に関連法案を提出することを視野に入れ議論を進めているとの報道もなされている。

以上のことから、国に対し、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 異常気象等、自然災害がもたらす太陽光パネルの損壊に対し、広く国民への危険性意識の醸成を図ること。
- 2 使用済み太陽光パネルの増加を見据え、高度なリサイクル技術を持つ事業者育成を図ること。
- 3 事業者が資源循環の高度化につながる設備導入を進めるための補助金や税優遇などのインセンティブ（誘因）拡充を図ること。
- 4 次世代型リサイクル事業の普及促進を図るとともに、太陽光パネルのリサイクル事業を我が国の先進産業として位置付け、世界に先駆けたリサイクル産業の振興を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。